

別紙1 時代を拓く園芸産地づくり支援

第1 事業の実施方針

園芸作物は、他の作物と比べて高収益が見込め、生産者の経営の安定化や所得の向上を図る上で重要な農産物であるものの、我が国の園芸作物の生産は、農家戸数の減少や生産者の高齢化等により生産基盤が弱まってきていることや、近年の多発する気象災害により作柄が不安定となっていること等から、安定的な供給を求める外食産業、卸売業及び小売業等の実需者のニーズに対して十分な対応ができておらず、加工・業務用を中心に輸入品が一定の割合を占めている状況にある。

本事業は、マーケットインの発想で、実需者ニーズに対応した園芸作物の安定的な生産及び供給を実現するため、まとまった規模で園芸作物の生産及び供給が可能となる水田地帯において、水稻等の土地利用型作物から園芸作物への作付転換により新たな園芸産地を育成するほか、加工・業務用野菜への転換や輸入品が増加する国内産の端境期における出荷に必要な生産技術の導入等を推進し、新たな園芸産地づくりに向けた生産振興対策を図るものである。

第2 事業の内容

本事業は、水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）、水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）及び端境期等対策産地育成事業から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）
Ⅰに定めるとおりとする。
- 2 水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）
Ⅱに定めるとおりとする。
- 3 端境期等対策産地育成事業
Ⅲに定めるとおりとする。

I 水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

事業実施主体は、園芸産地の育成を促進し、実需者ニーズに対応した園芸作物の生産拡大を実現するため、まとまった規模で安定的に園芸作物を生産及び供給することが可能となる水田地帯において、園芸作物への作付けの転換に向けて以下の取組を行うことができるものとする。

(1) 全国協議会の設置・運営

実需者ニーズに対応した園芸作物の生産拡大を実現するため、園芸作物産地の育成に必要な技術面や販売面での課題の抽出、改善方策の検討等を行うなど、水田地帯における水稻等からの転換による園芸作物の生産・出荷体制の構築に向けた事業運営に必要な協議会を開催するものとする。

(2) 先進的な生産技術等の普及に向けた取組

ア 検討会の開催

生産者、物流事業者、実需者、学識経験者等で構成される検討会を開催し、水田地帯において、園芸作物に作付けを転換することを通じて新しい園芸産地を育成するために必要な生産技術の情報収集、意見交換会の開催、現地検討会の企画、生産技術導入マニュアルの作成・普及等を実施するものとする。

イ 先進事例調査等の実施

水田地帯において既に園芸産地の育成を実現し、先進的な生産技術を導入している先進産地や経営状況に関する事例調査、現地検討会、労働環境の整備等経営力の向上又は栽培技術の向上に資するセミナーの開催等を実施するものとする。

ウ 交流会の開催

新しい園芸産地の育成に必要な販路の確保・拡大を促進するための交流会の開催を実施するものとする。

(3) 先進的な出荷技術の普及に向けた取組

ア 検討会の開催

生産者、物流事業者、実需者、学識経験者等で構成される検討会を開催し、水田地帯における園芸作物への転換による新しい園芸産地の育成に必要な安定的かつ効率的な出荷方式・技術に関する情報収集、出荷方式・技術の導入・普及に向けた意見交換会の開催、現地検討会の企画、出荷方式・技術導入マニュアルの作成・普及等を実施するものとする。

イ 事例調査、実証試験等の実施

安定的かつ効率的な出荷方式・技術を既に導入している先進産地の事例に関する調査や検討会の開催、実証試験の実施、出荷方式・技術の取りまとめ等を実施するものとする。

ウ 出荷実態等調査の実施

安定的かつ効率的な出荷方式・技術の導入に向け、園芸作物の出荷規格や出荷形態等の実態把握に必要となる物流事業者及び実需者等への実態調査を実施す

るものとする。

2 補助要件

本要綱別表 1 の 1 (1) の事業実施主体の欄に掲げる事業実施主体についての補助要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本事業の趣旨に即して全国規模での取組を実施する協議会であること。
- (2) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
- (3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 事業内容が 3 の成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (5) 事業実施計画が事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (6) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

本事業で実施する現地検討会・交流会等において、水田地帯における園芸作物への転換による新しい園芸産地の育成を加速化させるため、生産・出荷に係る最新の知見等を合計 2,000 名以上に対して情報提供し、普及・推進につなげるものとする。

(2) 目標年度

目標年度は事業実施年度とする。

4 募集方法等

生産局長が別に定めるところによる。

5 審査基準

本要綱別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 事業の実施体制

- ア 生産者、物流事業者、実需者等が一体となり、課題解決に向けた取組を実施できる体制となっているか。
- イ 産地、物流事業者及び実需者に対して、指導、連絡調整を行うことができる体制となっているか。
- ウ 園芸作物の生産・出荷等に関して十分な知見を有するものになっているか。
- エ 園芸作物の生産拡大に関する課題の抽出・解決を行う上で、効果的な体制となっているか。
- オ 全国的な取組を行うことができる体制となっているか。

(2) 適格性

- ア 水田地帯における園芸作物への転換における技術面での課題解決に向けた取組内容となっているか。

- イ 水田地帯における園芸作物への転換における販売面での課題解決に向けた取組内容となっているか。
- ウ 水田地帯における園芸作物への転換について、先進地との連携が取れた取組内容となっているか。
- エ 水田地帯における園芸作物への転換による新しい園芸産地の育成に必要な安定的かつ効率的な出荷方式・技術の導入・普及に資する取組となっているか。
- オ 成果を効果的に普及する取組内容となっているか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第6の1(1)アに基づき、別添1により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の承認

- (1) 生産局長は、第1の2の補助要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。
- (2) 生産局長は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、事業実施主体に通知するものとする。
- (3) 生産局長は、別に定める公募要領により選定された補助金交付候補者については、事業実施計画の承認を受けたものとみなすことができる。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱第7の1に基づき、別添2により、生産局長に事業実施状況の報告を行うものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要綱第8の1(1)に基づき、別添3により自己評価を行い、生産局長に報告するものとする。
- (2) 生産局長は、事業実施主体から(1)の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別添4により評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

II 水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業は、水田農業における高収益な園芸作物の導入及び水田地帯における園芸作物の産地化を実現するため、園芸作物導入の第1歩となる取組を支援する「園芸作物導入促進事業」並びに園芸作物の本格的な生産の取組を支援する「園芸作物転換強化事業」を実施することとし、事業実施主体は、取組主体が実施する以下の取組を支援することができるものとする。なお、取組主体は、取り組む品目や産地の状況等を踏まえて、事業内容を選択することができるものとする。

(1) 園芸作物導入促進事業

事業内容は以下のとおりとし、取組主体は、以下の取組を行うものとする。なお、アの（ア）の取組は必須とする。

ア 産地の合意形成に向けた取組

（ア）園芸作物導入検討会の開催

水田地帯における米、麦、大豆、そば及びなたね（以下、「水稻等」という。）から園芸作物への作付転換を円滑かつ着実に進めるため、水田地帯における園芸作物の導入に向けて技術面や販売面での課題抽出、その課題解決に向けた取組内容、導入のスケジュール等を検討する検討会を開催するものとする。

（イ）園芸作物導入産地事例調査の実施

水田地帯における園芸作物の導入にあたり、収穫用の機械等の導入による省力化栽培体系確立の検討その他の既に園芸作物を導入している産地の事例調査等を実施するものとする。

イ 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組

（ア）園芸作物栽培試験の実施

水田地帯において、産地の気象や土壌条件に適した園芸作物品種の選定に必要な栽培試験、栽培技術の実証等の栽培技術の習得その他の生産の安定化に必要な取組を行うものとする。

（イ）実需者ニーズの把握のための調査の実施

実需者ニーズに対応した園芸作物の生産及び出荷を行うために必要な実需者等へのヒアリング調査、中間事業者（産地と食品製造業者等（食品製造業者、外食事業者、花き販売者等をいう。以下同じ。）をつなぎ、生産者から購入した園芸作物を食品製造業者等のニーズに合わせ、場合によっては、選別、調整、加工等も行った上で供給することに加え、需要に対応できる産地を育成・指導する機能を有する民間事業者のことをいう。以下同じ。）等の実需者又は有識者の現地招へい等を行うものとする。

(2) 園芸作物転換強化事業

事業内容は以下のとおりとし、取組主体は、以下の取組を行うものとする。なお、アの（ア）の取組は必須とする。

ア 産地の合意形成に向けた取組

（ア）協議会の開催

水稲等から園芸作物への作付転換を円滑かつ着実に進めるため、技術面や販売面における課題抽出、その解決に向けた取組内容、スケジュールの検討その他の産地の合意形成に必要な事項について意見交換を行う協議会を開催するものとする。

(イ) 園芸作物の生産体制の整備

水稲等から園芸作物への作付転換に際し、園芸作物の生産及び供給体制を整備するため、専門家を招いての講習会開催や、水田地帯において水稲等から園芸作物への作付転換に取り組んでいる先進産地の調査、農業機械・農作業の共同化・最適化や作業性の向上に向けた検討会等を行うものとする。

イ 栽培技術の確立等に向けた取組

(ア) 試験栽培の実施

実需者ニーズを踏まえた園芸作物の生産及び供給体制の構築に必要な栽培技術の確立のための栽培実証試験、導入効果の分析、栽培マニュアルの作成、技術講習会の開催等を行うものとする。

(イ) 品種の加工適性試験

実需者に求められる品種の加工適性を評価するための検討会、加工適性試験等を行うものとする。

(ウ) G A P・トレーサビリティ手法の導入

実需者に求められる生産から流通までの安全・安心の確保のため、G A Pやトレーサビリティ手法の導入に向けた検討会、システム実証、マニュアル作成等を行うものとする。

(エ) 販路拡大の取組

販路の拡大に向け、新たな実需者の取扱いの意向や新商品開発等の新たなニーズ等を把握するため、意見交換会、生産者と実需者等とのマッチング交流会の開催等を行うものとする。

ウ 機械・施設のリース方式による導入等の取組

水田地帯において、水稲等から園芸作物に作付転換することによりまとまった面積の園芸産地を育成するために必要な以下の取組を行うものとする。

(ア) 農業機械、園芸用ハウス等の園芸生産施設（以下「機械・施設」という。）のリース方式による導入

(イ) 省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入

(ウ) 栽培技術の確立に向けた栽培実証試験や技術講習会の開催

2 補助要件

(1) 取組主体

事業実施主体が支援する取組主体は、事業ごとに以下のとおり定めるものとする。

ア 園芸作物導入促進事業

事業実施主体が支援する取組主体は、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する以下の団体であること。

a 農業協同組合連合会

- b 農業協同組合
- c 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）
- d 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 299 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
- e 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）
- f 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

（イ）受益農業従事者が 5 名以上であること。

イ 園芸作物転換強化事業

事業実施主体が支援する取組主体は、以下の要件を満たすものとする。

（ア）以下の者から構成される協議会であること。

なお、a 及び b については、必須の構成員とする。

- a 生産者（農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体をいう。）
- b 実需者（中間事業者を含む。以下同じ。）
- c 本事業の実施を行う上で必要な地方公共団体等

（イ）事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

（ウ）協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（2）対象品目

本事業の対象とする品目は、以下のとおりとする。

ア 園芸作物導入促進事業

野菜、果樹及び花き

イ 園芸作物転換強化事業

野菜及び花き

なお、令和元年度に、果樹を対象品目として、新しい園芸産地づくり支援事業のうち園芸作物生産転換促進事業（都道府県推進）を実施している取組主体が継続して本事業を実施する場合は、果樹を対象として実施できるものとする。

（3）その他

ア 都道府県知事が第 2 の 1（2）により作成する都道府県事業計画（以下「都道府県計画」という。）に記載された取組が、事業趣旨に照らし適切な内容であり、かつ、成果目標の達成に結びつくものであることを要するものとする。

イ 取組主体が取組を行う地域は、水稻等を主体とする土地利用型作物の生産を行う地区を有し、かつ、当該地区の水田地帯において水稻等から園芸作物への作付けを転換することにより新しい園芸作物産地を育成するに当たって、技術面

や販売面で新たに直面する課題の解決に取り組む地域であることを要することとする。

ウ 第1の1の(1)の事業を実施する場合、取組主体は都道府県の普及指導センター等からの技術面、販売面等の助言・指導を受けることが確実であることを要することとする。

3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

本事業の成果目標は事業ごとに以下のとおりとする。

ア 園芸作物導入促進事業

取組主体は、成果目標年度において、当該水田地域の水稻等から新たに園芸作物へ作付転換することで、当該取組主体における園芸作物の作付面積を増加させる目標を設定するものとする。

なお、成果目標年度における園芸作物の作付面積について、1年に複数回の作付けが行われる園芸作物に取り組む場合にあっては、当該複数回作付けされる面積の延べ面積を勘案して設定できるものとする。

イ 園芸作物転換強化事業

取組主体は、成果目標年度において、当該水田地域の水稻等から新たに園芸作物へ作付転換することで、当該協議会の構成員である実需者のニーズに即した産地体制を確立するために、当該産地の面積規模の30%以上について当該実需者との契約取引を行うものとする。

なお、成果目標年度における園芸作物の産地の面積規模は、1年に複数回の作付けが行われる園芸作物に取り組む場合にあっては、当該複数回作付けされる面積の延べ面積を勘案して設定することができるものとする。

(2) 目標年度

本事業の目標年度は、事業の終了後(同一の取組主体が複数年度事業に取り組む場合は、当該取組主体が事業計画の承認を受けた初年度の事業の終了後。以下同じ。)3年を経過した日の属する年度とする。

ただし、園芸作物導入促進事業において、果樹の取組を実施する場合については、事業の終了後10年を経過した日の属する年度とする。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

(1) 取組主体は、園芸作物導入促進事業を実施する場合は、別添5により産地導入促進事業計画、園芸作物転換強化事業を実施する場合は、別添6により産地転換強化事業計画を作成し、当該取組主体の主な事務所が所在する都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画の内容を審査し、3の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別添7により都道府県計画を作成し、地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出するも

のとする。

2 事業の承認

- (1) 地方農政局長等は、1(2)により提出された都道府県計画について、第1の2の補助要件を満たしているか審査を行い、適切と認められた場合は、その結果について生産局長に報告するものとする。
- (2) 生産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、第4の1の配分基準により都道府県計画の予算額及び配分対象となった産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を決定し、地方農政局長等に通知するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3)の承認に基づき、該当する取組主体の産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を承認し、当該取組主体に通知するものとする。
- (5) 生産局長は、別に定める申請要領に基づき選出された補助金候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができるものとする。
- (6) 本事業の事業実施計画の重要な変更は、本要綱本体第6の1(2)ウのほか、以下のとおりとする。
 - ア 取組主体の変更
 - イ 取組主体ごとに事業費の30%を越える増又は国庫補助金の増
 - ウ 取組主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%越える減
 - エ 成果目標の変更
 - オ 事業実施主体による園芸作物導入促進事業及び園芸作物転換強化事業の相互間における国費の増減

3 産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画の審査基準

- (1) 都道府県知事は、1(2)の審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
 - ア 第1の1の(2)のウの機械・施設のリース方式による導入、省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入を実施する場合は、第4の2の機械・施設のリース方式による導入等の取組に関する留意事項をそれぞれ満たしていること。
 - イ 第1の2の補助要件を満たしていること。
 - ウ 第1の3の成果目標を設定していること。
 - エ 当該都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。
- (2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らし、適切な産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画について、別添8の採択基準により取組主体ごとにポイントを付与し、1(2)の都道府県計画にポイントを記載の上、地方農政局長等へ提出するものとする。

なお、都道府県計画の提出に当たっては、対応する産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を添付するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

本要綱本体第7の事業実施状況の報告については、以下のとおりとする。

- (1) 取組主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における園芸作物導入促進事業の実施状況を別添 9 により、園芸作物転換強化事業の実施状況を別添 10 により作成し、報告に係る年度の翌年度の 7 月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は (1) により報告のあった取組主体の事業実施状況について、報告を受けた 9 月末日までに、別添 11 により地方農政局長等に報告するものとする。
なお、都道府県知事が取組主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、取組主体に対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2) の事業実施状況報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合など、必要に応じて、都道府県知事及び取組主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価

本要綱本体第 8 の事業の評価については、以下のとおりとする。

- (1) 取組主体は、園芸作物導入促進事業にあつては別添 12 により、園芸作物転換強化事業にあつては別添 13 により、事業評価報告を作成し、目標年度の翌年度の 7 月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) により報告のあった取組主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行い、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、取組主体に対し、再度適切に事業評価を実施するよう指導するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(1) により報告のあった取組主体の事業評価について、同年度の 9 月末日までに取りまとめ、別添 14 により地方農政局長等へ報告するものとする。
なお、取りまとめに当たっては、事業評価報告の内容を確認するとともに、必要に応じ取組主体から聞き取りを行い、評価結果をまとめることとする。
- (4) 都道府県知事は、事業の評価結果について公表するものとする。
- (5) 都道府県知事は、目標年度において、成果目標が達成されていないと判断する場合には、取組主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから 1 ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を園芸作物導入促進事業にあつては別添 15、園芸作物転換強化事業にあつては別添 16 により提出させるものとする。
なお、都道府県知事は、当該成果目標が達成されるまでの間、取組主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとし、この場合は、(1) から (4) に準じるものとする。
- (6) 都道府県知事は、(5) により取組主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。
- (7) 地方農政局長等は、(3) 及び (6) により報告のあった内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。

第 4 その他

1 配分基準

本事業の都道府県の補助金の配分については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県配分額の算定

各都道府県への配分については、次のとおり、配分対象となる産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を特定し、それぞれの計画の成果目標等に応じて、予算の範囲内で配分するものとする。

なお、配分対象となった産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害など、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。

ア 都道府県知事は、当該都道府県の取組主体から提出のあった産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を審査し、本別紙に照らして内容が適切であると認められる場合は、別添8の採択基準に基づきポイントを付与し、当該都道府県を管轄する地方農政局長等へ提出するものとする。

イ 地方農政局長等は、アにより提出のあった都道府県計画を審査し、配分対象となる産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を特定した上でポイントの高い順に並べ替え、生産局長に提出するものとする。

ウ イにより提出のあった計画について、産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画ごとに予算の範囲内でポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付額として、当該都道府県に配分することとする。

ただし、要望相当額を合算した結果、最後の配分可能額が要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分するものとする。

なお、同一ポイントを獲得した産地導入促進事業計画又は産地転換強化事業計画が複数ある場合は、当該計画に都道府県が付与したポイントの高い順（都道府県が付与したポイントが同一の場合は、原則要望額の小さい順に採択するものとするが、産地営農体系革新計画と連携した取組については、要望額にかかわらず優先的に採択するものとする。）に、計画の要望額の割合に対し当該都道府県に配分する。

2 機械・施設のリース方式による導入等の取組に関する留意事項

(1) 第1の1の(2)のウの取組のうち機械・施設のリース方式による導入及び省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入を行う場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 機械・施設のリース方式による導入や省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入の規模は、当該取組主体が成果目標に掲げる目標面積の生産に必要な機械・施設の規模に基づいて決定することができるものとする。

イ 機械・施設のリース料助成金の額は、対象機械ごとに次の(ア)及び(イ)の算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格（園芸施設のリース導入に取り組む場合は、内部施設の設置費用を含む。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は

機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(ア) リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×1／2以内

(イ) リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1／2以内

ウ 取組主体は、リース内容や対象機械・施設の決定根拠等に係る事項を産地転換強化事業計画に記載することとする。

エ 対象機械・施設の範囲

導入する機械・施設は、本事業で補助の対象となる園芸作物生産に必要な機械・施設であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。

ただし、次に掲げる機械・施設は導入することができないものとする。

(ア) トラクター

(イ) 農業以外の用途への汎用性の高いもの(例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)

(ウ) 中古の機械・施設

(エ) 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械・施設

(オ) ビニールハウス等の自力施工が可能な園芸施設

オ 利用条件

(ア) 取組主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した機械・施設を継続利用する場合は、都道府県知事と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の機械・施設の利用方針を別途設定するものとする。

(イ) 本事業で助成の対象となる機械・施設のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)にかかわらずリース方式による導入ができるものとする。

(ウ) 導入する機械・施設は、動産総合保険等の保険(盗難補償を必須とする。)に加入することが確実に見込まれるものとする。

カ リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約(機械を賃借する取組主体又は取組主体の構成員(以下「取組主体等」という。))と当該取組主体等が導入する対象機械・施設の賃貸を行う事業者(以下「リース事業者」という。)の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) リース事業者及びリース料がキにより決定されたものであること。

(イ) リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数。以下同じ。)以内であること。

(ウ) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定

がないものであること。

キ リース事業者及びリース料の決定等

取組主体等は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(ア) 本取組によりリース事業者に機械・施設を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、本事業について都道府県知事から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

(イ) 本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について都道府県知事から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

ク 助成金の支払申請に係る書類

(ア) 取組主体は、キの入札結果及びリース契約に基づき機械・施設を導入する場合は、都道府県知事に対し助成金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(イ) 都道府県知事は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、2(1)のイに定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該取組主体にリース料助成金を支払うものとする。

ただし、当該取組主体がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(2) 第1の1の(2)のウの(イ)の省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入に取り組む場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 補助対象となる生産資材は、本事業の趣旨に即して水稻等から園芸作物への作付転換を行う際に必要な資材（パイプハウスのパイプ、被覆資材等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）であること。

イ 生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入すること。

3 推進指導等

(1) 都道府県は、当該取組主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、取組主体に対し必要な指導を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるものとする。

この場合、都道府県知事は、取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正行為等に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

4 管理運営

- (1) 本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等へ協議するものとする。

5 次の取組は、補助対象としない。

- (1) 国等の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) 水稻等から園芸作物への作付転換を主目的としない取組
- (3) 農産物の生産費補てん（新品種・新技術等の実証及び加工品の試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補てん
- (4) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

Ⅲ 端境期等対策産地育成事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

(1) 本事業は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第4号の規定に基づき実施する次のア及びイの事業により構成されるものとし、ア及びイの事業を相互に連携させながら実施するものとする。

ア 端境期等対策産地育成強化推進事業

イ 端境期等対策産地育成強化支援事業

(2) (1)のア及びイの事業の内容等については、それぞれⅢ－Ⅰ及びⅢ－Ⅱによるものとする。

(3) 端境期等対策産地育成事業の実施手続等については、本要綱本体第6から第9の規定にかかわらず、本別紙に定めるものとする。

2 事業実施期間

本事業の実施期間は1年間とする。

第2 事業実施計画等

機構の理事長（以下「機構理事長」という。）は、本事業の事業実施計画を別添17により作成し、生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 点検評価等

1 事業の実施状況の報告

(1) 機構理事長は、第1の1(1)ア及びイに定める事業の各年度の実施状況について、事業実施年度の翌年度中に生産局長に報告するものとする。

(2) 生産局長は、本事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、機構理事長並びにⅢ－Ⅰ及びⅢ－Ⅱで定める取組主体から報告を受けることができるものとする。

第4 その他

1 情報提供

本事業について、機構理事長は、事業の円滑かつ効果的な実施に資するため、当該取組主体が所在する都道府県に対し、取組内容の妥当性や必要性等について、情報を共有するものとする。

2 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、本事業の実施に必要な経費を補助するものとする。

なお、機構は端境期等対策産地育成事業に係る経費とほかの経費を区分して経理するものとする。

3 資金の返還

機構理事長は、事業実施期間終了後に、資金（当該資金の運用から生じた果実を含

む。以下同じ。)に残額がある場合は、当該残額を国に返還するものとする。

また、事業実施期間中であっても使用する見込みのない資金残額が生じたときは、機構理事長は、当該残額を国に返還するものとする。

4 本事業の実施に必要な事項については、本別紙に定めるもののほか、機構理事長が別に定めるものとする。

5 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うこととし、必要に応じてその内容を公表することができるものとする。

6 国は、この事業の円滑かつ適正な推進が図られるよう、機構に対し、必要な助言を行うものとする。

7 本事業の実施に当たっての留意事項

本事業の取組主体は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）その他野菜生産における関係法令を遵守するものとする。

Ⅲ－Ⅰ 端境期等対策産地育成強化推進事業

第1 事業の内容

端境期等対策産地育成強化推進事業（以下「推進事業」という。）は、加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜について、国産野菜の輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大に向けた取組を推進するため、作柄安定技術の導入等により野菜の安定的な生産及び出荷に取り組む取組主体に対し、事業対象面積に応じて一定の助成単価を機構が補助する事業とする。

第2 取組主体

推進事業の取組主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する以下の団体であって、原則として一つの都道府県の区域を越えないものとする。

- 1 農業協同組合連合会
- 2 農業協同組合
- 3 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- 5 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）
- 6 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

第3 対象品目

推進事業の対象となる野菜の品目（以下「対象品目」という。）は、加工・業務用については、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト、セルリー、キャベツ（10～11月若しくは3～5月出荷）、レタス（9～3月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）及びだいこん（4～6月若しくは10～11月出荷）とする。

また、生食用については、かぼちゃ（11～6月出荷）及びトマト（9～10月出荷）とする。

なお、国内における輸入量の多い時期（以下「対象出荷期間」という。）が特定された品目は、第9の1に掲げる目標年度において取組面積における年間の出荷量のうち2割以上をその期間に出荷することとする。

ただし、ばれいしょ及びかんしょ以外の加工・業務用の品目であって、都道府県知事が特に必要と認めるものについては、1品目に限り、上記以外の品目であっても対象品目として認めることができる。

第4 取組期間

推進事業の取組期間は、第11の2の規定により採択された年度から3年間とする。

第5 助成単価等

1 助成単価

推進事業の助成単価は、対象品目について、第8の対象契約に基づく栽培面積のうち推進事業の対象とする面積（以下「事業対象面積」という。）につき、10アール当たり15万円とする。なお、対象品目において1年に複数回の作付けを行う場合の助成単価は、当該実面積につき10アール当たり15万円とし、複数回の作付けを行う面積の延べ面積による助成単価の算定は行わないものとする。

2 事業対象面積

事業対象面積は、加工・業務用については10ヘクタール以上50ヘクタール以下、生食用については5ヘクタール以上50ヘクタール以下とする。ただし、対象品目において1年に複数回の作付けを行う場合は、第6の3の補助要件を満たすこととなった実面積以上50ヘクタール（実面積）以下とする。なお、第8の対象契約が面積契約（契約の対象品目について、その栽培面積が契約項目となっているもの。以下同じ。）の場合は当該面積、数量契約（契約の対象品目について、その取引数量が契約項目となっているもの。以下同じ。）の場合は当該契約数量を当該品目の10アール当たりの平均的な収穫量（原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準ずる収穫量とする。）で除して算出した面積又は第7に掲げる取組を実施する面積のいずれか低い方を上限とする。

第6 事業の補助要件

機構理事長は、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、第10の事業実施計画の承認を行うものとする。

- 1 事業参加農家が5戸以上であること。
- 2 事業対象面積が、対象品目の需給の均衡を保ち、かつ5から7までに掲げる要件を満たすことができる面積として妥当な面積であること。
- 3 事業対象面積は、対象品目ごとに加工・業務用については10ヘクタール以上、生食用については5ヘクタール以上であること。ただし、対象品目が1年に複数回作付けを行うものである場合は、当該複数回作付けされる面積の延べ面積であること。
- 4 対象出荷期間が特定された品目は、第9の1に掲げる目標年度において取組面積における年間の出荷量のうち2割以上をその期間に出荷すること。
- 5 第7の1の実需者ニーズに対応した生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組を、事業の取組期間中にわたり継続して実施することが確実であること。
- 6 第7の2の作柄安定技術の導入のための取組を、事業の取組期間中に計画的に実施することが確実であること。
- 7 第8の対象契約に基づく取引が、第9の1に掲げる目標年度まで継続的かつ安定的に行われることが確実であり、かつ、目標年度以降も当該取引関係の継続が見込まれること。
- 8 第9の成果目標を定め、かつ、当該目標の実現が見込まれること。
- 9 取組主体が、本別紙及び機構が別に定める規程並びに機構、都道府県法人（第10の1の（1）の都道府県法人をいう。）その他関係機関からの指示等を遵守することを約していること。

- 10 都道府県における野菜の生産振興の方針に反していないこと。
- 11 事業対象ほ場について、過去に加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業による補助金の交付を受けたことがないこと。
- 12 事業対象ほ場について、水田農業高収益作物導入推進事業による補助金の交付を受けないこと。
- 13 事業対象ほ場について、「産地生産基盤パワーアップ事業」の新市場獲得対策にある端境期等に対応した出荷体制の整備による補助金の交付を受けたことがないこと。

第7 事業の実施基準

取組主体は、次に定める1及び2に掲げる取組を一体的に実施するものとする。

その際、ある年度に出荷を予定している対象品目について、取組を前年度の3月以前に行うことが合理的と認められる場合には、前年度の3月以前に行った取組を、出荷を予定している年度に行ったものとみなすことができるものとする。

なお、取組主体が複数の組織により構成されている場合は、その全ての組織が連携して次に定める1及び2に掲げる取組を一体的に実施するものとする。

- 1 実需者ニーズに対応した生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組
取組主体は、取組期間中、事業対象面積の全域において、次に掲げる全ての対策を行うものとする。
 - (1) 事業ほ場の設定
事業実施計画に登録した対象品目の栽培を行う専用ほ場の設定（当該専用ほ場を特定し、当該専用ほ場において、住所その他の当該専用ほ場を特定できる情報、栽培品目及び本事業を実施している旨を掲示することをいう。）を行う。この際、取組主体又はその構成員は、保有するほ場全体について、事業実施年度の前年度において、事業実施計画に登録した対象品目を栽培した面積を確認できる書類を作成するものとする。
 - (2) 一定期間の事前契約の締結
実需者等（第8の1に定める契約の相手方をいう。）に対し出荷を開始するまでに、第8に定める対象契約を締結する。
 - (3) 新規作型の導入
実需者等のニーズに応じた品種の導入、出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入等の、対象出荷期間への出荷に向けた取組を行う。
 - (4) 生産コストの低減
農業機械の導入など、生産コストの低減や省力化に資する取組を行う。
 - (5) 流通コストの低減
大型コンテナの導入など、流通コストの低減や調製作業の合理化に資する取組を行う。
 - (6) トレーサビリティシステム等の活用
第8の対象契約に基づき出荷する対象品目の生産者を明らかにして流通させる取組を行う。
 - (7) 出荷量の安定に向けた取組
貯蔵庫（予冷库・保冷库等）を利用することにより、出荷量の安定に向けた取組

を行う。

2 作柄安定技術の導入のための取組

取組主体は、次に掲げる対策について、(1)から(4)の取組を事業の取組期間の1年目にあっては3つ以上、2年目にあっては2つ以上、3年目にあっては1つ以上を、事業対象面積の全域において取り組むものとする。

(1) 土層改良・排水対策

天地返し、暗きょ施工等による排水性向上対策など、ほ場条件の改善に有効な対策を行う。

(2) 病虫害防除・連作障害回避対策

土壌消毒など、病虫害防除や生育初期の生育促進等に有効な対策を行う。

(3) 地温安定・保水・風害対策

不織布の敷設など、高温・低温、干ばつ、風害等の被害抑制等に有効な対策を行う。

(4) 土壌改良資材施用

土壌の排水性や保水性の回復など、出荷量回復・安定等に有効な資材の施用を行う。

第8 対象契約

取組主体は、対象品目について、以下に掲げる内容を満たす数量契約（以下「対象契約」という。）を出荷前までに締結していなければならない。

1 対象契約の相手方は、次に掲げる者とする。

(1) 加工・業務用

ア 対象品目を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者

イ 対象品目を調理して提供し、又は販売することを業とする者

ウ 対象品目を取組主体から買い受け、又は委託を受けてア又はイに定める者に販売する者

(2) 生食用

ア 対象品目を生食用として一般消費者に販売することを業とする者

イ 対象品目を取組主体から買い受け又は委託を受けて、アに定める者に販売する者

2 対象契約は、原則として書面により行い、当該契約書（契約書に準ずるものとして、別添 18 により取組主体及び実需者等が共同で作成する書類（以下「契約内容確認書」という。）を含む。）には、契約年月日を明らかにした上で、次に掲げる全ての事項を定めるものとする。

(1) 当該契約の対象となる品目（契約により品種が定められている場合は当該品種の名称を含む。）

(2) 当該対象品目の供給の期間（以下「契約期間」という。）

(3) 契約期間内に取組主体が実需者等に供給する品目の数量を契約の内容とする場合にあっては、当該数量（以下「契約数量」という。）

(4) 取組主体が実需者等に供給する品目の作付面積を契約の内容とする場合にあっては、当該面積（以下「契約面積」という。）

ては、当該面積（以下「契約面積」という。）

(5) 当該対象品目の用途

- 3 加工・業務用の場合にあつては、1の(1)のウに定める者を対象契約の相手方に含む場合（取組主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造し、又は加工したものを実需者等が買い受ける場合を除く。）においては、1の(1)のウに定める者に加え、1の(1)のア又はイに定める者の3者により行うものとする。

また、生食用の場合にあつては、実需者等が1の(2)のイの場合の対象契約は、取組主体、1の(2)のイに定める者及び1の(2)のアに定める者の3者により行うものとする。

- 4 2の(3)の契約数量又は(4)の契約面積が過去の実績より大幅に増加している場合にあつては、その理由を明らかにした上で、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないことを示す書類を作成するものとする（契約内容確認書に当該内容を記載する場合を含む。）。

第9 成果目標

1 目標年度

本事業の目標年度は、採択された年度の前年度から起算して3年後とする。

なお、目標年度において第8の2の(2)に定める対象契約の契約期間が事業実施年度の翌年度までに及ぶ場合は、当該事業実施年度の取組とみなすことができる。この場合、契約期間終了後速やかに対象契約の履行実績を機構の理事長に報告するものとする。

2 成果目標

取組主体は、対象品目について、次に掲げる(1)及び(2)を推進事業の成果目標として設定するものとする。

(1) 対象出荷期間における出荷割合の確保

目標年度において、事業対象ほ場における契約取引の全体的出荷量のうち、20%以上を対象出荷期間に出荷すること。

(2) 対象出荷期間における出荷量の増加

目標年度において、取組主体における契約取引による対象出荷期間の出荷量が、現状に比べて10%以上増加する目標を設定すること。

第10 事業実施計画

1 事業実施計画の内容及び提出手続

- (1) 取組主体は、別添19により事業実施計画を作成し、原則として野菜価格安定法人（指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める野菜価格安定法人をいう。以下「都道府県法人」という。）を経由して機構理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、第3のただし書きの場合にあつては、取組主体は別添19の提出の事前に都道府県知事へ協議を行い、都道府県知事がこれを認めた場合は、別添19と併せ

て別添 20 により機構理事長に承認を得るものとする。

機構理事長は、別添 20 の承認に当たっては、生産局長へ協議を行うものとする。

ただし、都道府県法人の定款等の制約により推進事業の事務が実施できず、機構理事長が推進事業の円滑な推進上やむを得ないと認めた場合にあっては、当該都道府県法人の経由を要しない（以下第 10 から第 16 までに定める手続において同じ。）。

- (2) 機構理事長は、(1) により提出された事業実施計画が妥当であると認めた場合には、原則として都道府県法人を経由して取組主体に承認の通知を行うものとする。
- (3) 機構理事長は、(2) に基づき事業実施計画を承認したときには、これを取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

- 2 1 (1) により取組主体から事業実施計画の提出を受けた都道府県法人にあっては、その内容が第 6 に掲げる事業の補助要件等を満たすかどうかを確認し、当該要件等を満たすと認めた事業実施計画について、機構理事長に提出するものとする。

なお、都道府県法人（1 (1) のただし書により都道府県法人を経由しない場合は、機構）が事業実施計画の確認を行う場合は、あらかじめ、当該都道府県に対し、取組内容の妥当性、支援の必要性、政策上の優先度その他必要な事項について協議を行うものとする。

- 3 次に掲げる事業実施計画の変更は重要な変更とし、重要な変更に係る手続は 1 に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引下げ又は事業量（事業対象面積）の 2 割を超える引下げを伴うものについては、天災その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 成果目標の変更
- (3) 取組主体の変更
- (4) 事業費（補助金）又は事業量（事業対象面積）の変更

第 11 事業実施計画の審査基準等

- 1 機構理事長は、公募要領を定めた上で、公募により取組主体の募集を行うものとする。
- 2 機構理事長は、本事業の公募に対し取組主体から提出のあった事業実施計画（第 10 の 3 事業実施計画の変更を含む。）を妥当と認め、取組主体を採択するに当たっては、第 9 に掲げる成果目標の水準及び現況、事業対象面積の規模並びに都道府県における支援の必要性及び政策上の優先度等を勘案して適当と認めるものについて、予算の範囲内で採択するものとする。
- 3 2 により採択された取組主体については、第 10 の 1 (2) に基づく事業実施計画の承認を得たものとみなす。
- 4 機構理事長は、2 の取組主体を採択するに当たって、事業実施計画の内容が本要綱本体第 5 に定める革新計画若しくはグローバル産地計画と連携している場合、水田農業高収益化推進計画若しくは強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、新たな生産事業モデルの確立に基づき策定した協働事業計画と連携している場合又は農

福連携の推進に取り組んでいる場合には、ポイント加算等の優遇措置を行うものとする。

第12 交付申請等

1 交付申請書の内容及び提出手続

(1) 取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める交付申請書に、第10に基づく事業実施計画、その他機構理事長が定める書類を添えて、原則として都道府県法人を経由して機構理事長に提出するものとする。

(2) 機構理事長は、(1)により提出された交付申請書が妥当であると認める場合は、交付決定を行い、原則として都道府県法人を経由して取組主体に通知するものとする。

2 1の(1)により取組主体から交付申請書の提出を受けた都道府県法人にあっては、その内容を確認した後、妥当と認められるものについて機構理事長に当該交付申請書を提出するものとする。

3 取組主体は、1(2)により交付決定を受けた後に次に掲げる重要な変更を行う場合には、あらかじめ機構理事長の承認を受けなければならない。なお、重要な変更の承認に係る手続は1及び2に準ずるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 取組主体の変更

(3) 事業費(補助金)の増額又は30パーセントを超える減額

第13 実績報告等

1 実績報告書等の内容及び提出手続

(1) 取組主体は、1年目の事業を終了したときは、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める実績報告書及び補助金の精算払請求書に、第8に定める対象契約の履行実績その他機構理事長が定める書類を添えて、原則として都道府県法人を経由して機構理事長に提出するものとする。

ただし、第8の2の(2)に定める対象契約の契約期間が事業実施年度の翌年度までに及ぶ場合は、事業実施年度の3月31日をもって事業が終了したものとみなすことができるものとする。

(2) 機構は、機構理事長が定めるところにより、取組主体が行う精算払請求等に基づき、妥当と認めるものについて、原則として都道府県法人を経由して、確定した補助金の額を通知するとともに、当該取組主体に対し補助金を交付するものとする。

なお、(1)のただし書による場合は、実績報告書に対象契約の履行が確実にあることを証する書類を添付させ、これが妥当であると判断されるものについて補助金を交付することができるものとする。この場合、契約期間終了後速やかに対象契約の履行実績を報告させるものとする。

(3) 機構理事長は、次に掲げるところにより、精算払請求等に基づく補助金の交付が不相当と認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。この場合において、機構理事長は、原則として都道府県法人を経由してその旨を取組主体

に通知するものとする。

ア 対象契約が履行されていない場合は、補助金の全部を交付しない。ただし、天災等取組主体の責によらない場合を除く。

イ 第7の取組が実施されていない場合は、取組を実施しなかった面積に係る補助金を減額し、補助金の一部を交付しない。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。

ウ 第7の取組を実施した面積が加工・業務用の場合は10ヘクタール、生食用の場合は5ヘクタール（第6の3のただし書の場合は、要件を満たすこととなった面積の実面積）を下回った場合は、補助金の全部を交付しない。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。

エ アからウまでに掲げるほか、取組主体の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合は、補助金の全部又は一部を交付しない。

2 1（1）により取組主体から実績報告書及び補助金の精算払請求書の提出を受けた都道府県法人にあっては、証拠書類等と照合してその実施内容を確認し、推進事業の要件等を満たすと認めた場合に、機構理事長に当該実績報告書及び補助金の精算払請求書を提出するものとする。

3 取組主体は、交付を受けた補助金について、他の経理と区分してその収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。また、補助金の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、補助金の帳簿とともに、取組期間の最終年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第14 事業実施状況の報告

1 事業実施状況報告書の内容及び提出手続等

（1）取組主体は、目標年度の前年度までの間、毎年度、機構理事長が定める事業実施状況報告書を作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに、原則として都道府県法人を経由して機構理事長に提出するものとする。なお、事業の取組期間の2年目においては、第13の1（1）に準じ、第8に定める対象契約の履行実績その他機構理事長が定める書類を添えて提出するものとする。

（2）機構理事長は、事業実施状況報告に基づき補助金の交付が不相当と認めるときは、第13の1（3）に準じて補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（3）機構理事長は、（1）の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断する等必要な場合には、原則として都道府県法人を経由して、取組主体に対し、改善の指導等必要な措置を講じるものとする。

（4）機構理事長は、（1）の報告の内容について検討し、必要があると認めるときは、取組主体の業務の状況、補助金の交付のための措置について報告を求め、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

（5）機構理事長は、（4）で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、取組主体が補助金を不正に受給していると判断した場合には、当該取組主体の公表、補助金の返還等の措置を講ずることができる。

（6）機構理事長は、（1）又は（4）の報告があったとき及び（5）の措置を講じた

ときは、これを取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

- 2 1(1)により取組主体から事業実施状況報告書の提出を受けた都道府県法人にあつては、その実施内容を確認した後、機構理事長に当該事業実施状況報告書を提出するものとする。この場合、必要に応じ、機構理事長に対し1の(2)に掲げる措置等に係る意見具申を行うものとする。

第15 事業の評価

1 成果報告書内容及び提出手続等

- (1) 取組主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画書に定められた成果目標の達成状況について自ら評価を行い、機構理事長が定める成果報告書を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに、原則として都道府県法人を経由して、第8に定める対象契約の履行実績その他機構理事長が定める書類を添えて機構理事長に提出するものとする。
- (2) 機構理事長は、(1)の成果報告書の提出を受けた場合には、遅滞なく、その内容について検討し、成果目標の達成状況等について別添21により評価を行い、成果報告書とともに生産局長へ報告するものとする。
- (3) 機構理事長は、(1)の成果報告書の内容について検討し、必要があると認めるときは、取組主体の業務の状況、補助金の交付のための措置について報告を求め、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- (4) 機構理事長は、(3)で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、取組主体が補助金を不正に受給していると判断した場合には、当該取組主体の公表、補助金の返還等の措置を講じることができる。
- (5) 機構理事長は、(1)の成果報告書及び(2)に規定する評価結果並びに(4)の措置を講じたときは、これを取りまとめたものを、生産局長に提出するものとする。
- (6) 生産局長は、(2)の機構理事長から報告のあった評価結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- (7) 生産局長は、(6)によって取りまとめられた最終的な評価結果について、速やかに公表するものとする。
- (8) 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、機構理事長は原則として都道府県法人を経由して、当該取組主体に対し、別添22により改善計画を提出させるなどの適切な措置を講ずるものとする。

ただし、以下に該当する場合において、取組主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、機構理事長がやむを得ないと認めるときは、(6)の委員会に諮り、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然等災害により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- (9) 機構理事長は、(8)の規定による改善計画の取組終了後、取組主体に対し再度成果報告書を提出させるものとする。

(10) (9)の成果報告にかかる再評価については、(2)から(7)に準じて行うものとする。

- 2 1 (1)により取組主体から成果報告書の提出を受けた都道府県法人にあっては、その内容を確認した後、機構理事長宛てに当該成果報告書を提出するものとする。この場合、必要に応じ、機構理事長に対し1(2)に掲げる措置等に係る意見具申を行うものとする。

第16 補助金の返還等

- 1 機構理事長は、次に掲げるところにより、取組主体に既に交付した補助金の全部又は一部を返還させ、必要に応じ事業を中止させることができるものとする。この場合において、機構理事長は、その旨を原則として都道府県法人を經由して取組主体に通知するものとする。

(1) 事業の取組期間の各年度において、事業実施計画に位置づけた対象契約が履行されなかった場合（以下「契約不履行」という。）は、取組期間の開始年度まで遡り、交付した補助金の全部を返還させる。また、取組期間の2年目までに契約不履行となった場合（第13の1の(3)により補助金の全部を交付しなかった場合を含む。）は、当該年度の次年度以降の事業を中止させる。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。

(2) 事業の取組期間の2年目又は3年目において、事業対象面積が事業実施計画に記載する面積より減少した場合は、当該減少した面積に、2年目は、下表に掲げる2年目と3年目の助成単価相当額の和を、3年目は、3年目の助成単価相当額を、それぞれ乗じた額を返還させる。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。

取組期間	各年度における助成単価相当額
2年目	10アール当たり5万円
3年目	10アール当たり3万円

(3) 取組期間の2年目以降に、第10の3の(1)により事業の中止又は廃止した場合は、取組期間の開始年度まで遡り、交付した補助金の全部を返還させる。ただし、天災等取組主体の責によらない場合を除く。

(4) (1)から(3)までに掲げるほか、取組主体の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合は、取組期間の開始年度まで遡り、交付した補助金の全部を返還させる。

また、当該年度の次年度以降の事業を中止させる。

- 2 機構理事長は、1の(4)に基づき取組主体に補助金の返還を命じたときは、補助金を交付した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

Ⅲ－Ⅱ 端境期等対策産地育成強化支援事業

第1 事業の内容

端境期等対策産地育成強化支援事業（以下「支援事業」という。）は、Ⅲ－Ⅰの推進事業の効率的かつ円滑な実施を図るために、機構又は第2に掲げる取組主体が必要な取組を実施するとともに、当該取組主体の取組に要する経費について機構が補助する事業とする。

第2 取組主体

支援事業の取組主体は、推進事業の取組主体（以下「推進事業主体」という。）又は推進事業を実施しようとする団体が所在する都道府県の都道府県法人（Ⅲ－Ⅰの第10の1（1）に定めるものをいい、当該都道府県法人がその定款等の制約により支援事業の事務の実施ができない場合又は機構理事長が本事業の円滑な推進上やむを得ないと認めた場合にあっては機構をいう。以下同じ。）とする。

第3 事業の実施基準

支援事業の取組主体である都道府県法人は、1から6までに掲げる取組を実施するものとする。

1 事業実施計画の確認

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第10の2に基づき、次に掲げるところにより推進事業の事業実施計画の確認を行うものとする。

- (1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された事業実施計画の内容が、Ⅲ－Ⅰの第6の事業の補助要件等を全て満たすものであるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。
- (2) (1)において需給の均衡の観点から確認を行うときは、当該推進事業主体の過去の契約数量等を基本としつつ、野菜需給調整関係事務処理要領（平成14年9月2日付け14生産第2795号生産局長通知）第1の1に規定する需給ガイドライン（当該需給ガイドラインを踏まえ都道府県等が作成する作付指標等がある場合は、当該作付指標等を含む。）との整合性を確認するものとする。
- (3) 都道府県法人は、(1)の確認に当たり、当該都道府県と取組の内容の妥当性、支援の必要性等に係る協議を行うものとする。この場合において、当該都道府県において複数の事業実施計画の内容の協議を行うときは、当該都道府県における政策上の優先度に係る協議を併せて実施するものとする。
- (4) 都道府県法人は、(3)の協議を踏まえ、事業実施計画の内容が事業の趣旨に照らして適当でないとき又は不備が認められたときにあつては、当該事業実施計画の修正について推進事業主体に指示を行い、事業実施計画の内容が事業の趣旨から著しく逸脱している場合にあつては、当該事業実施計画の取下げについて推進事業主体に助言する。

2 交付申請書の確認

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第12の2に基づき、次に掲げるところにより推進事業の交付申請書の確認を行うものとする。

(1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された交付申請書の内容が適当であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。

(2) 都道府県法人は、交付申請書の内容に不備が認められたときには、当該交付申請書の修正について推進事業主体に指示を行うものとする。

3 実績報告等の確認

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第13の2に基づき、次に掲げるところにより推進事業の実績報告書等の確認を行うものとする。

(1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された実績報告書等の内容が適当であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。

(2) (1)において、事業対象面積の確認に当たっては、Ⅲ－Ⅰの第8の対象契約の履行状況を確認するとともに、Ⅲ－Ⅰの第7の取組を実施した面積について、当該ほ場の所在地の地図や農地基本台帳その他これに準ずる書類から面積を算出するほか、必要に応じて実測を行い、面積の確認を行うものとする。

(3) (1)において、Ⅲ－Ⅰの第7の取組が実施されたことの確認に当たっては、当該取組に係る作業日誌や写真等の証拠書類の確認等により行うものとする。

(4) 都道府県法人は、(1)の確認の結果、実績報告書等の内容に不備が認められたときには、当該実績報告書等の修正について推進事業主体に指示を行うものとする。

4 事業実施状況報告書及び成果報告書の確認

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第14の2及び第15の2に基づき、次に掲げるところにより推進事業の実施状況報告書及び成果報告書（以下「事業実施状況報告書等」という。）の確認を行うものとする。

(1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された事業実施状況報告書等の内容が適当であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。

(2) 都道府県法人は、(1)の確認の結果、事業実施状況報告書等の内容に不備が認められたときには、事業実施状況報告書等の修正について取組主体に指示を行うものとする。

(3) 都道府県法人は、(1)の確認の結果、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断したとき又は目標年度において成果目標が未達成であったときには、都道府県と協議して、Ⅲ－Ⅰの取組主体に対し必要な指導を行う。この場合において都道府県法人（機構を除く。）は、必要に応じ、改善指導等必要な措置を講じるべき旨及び改善指導等の措置の内容について機構理事長に意見具申を行うものとする。

5 都道府県への情報提供

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの規定に基づき機構理事長及び推進事業主体から受領し、又はこれらの者へ発出する通知等の内容について、都道府県に情報提供するものとする。

6 その他必要な取組

1 から 5 までに掲げるほか、都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第 10 から第 16 までに定める手続に基づき、必要な書類の経由等に係る事務を行うものとする。

第 4 委託

支援事業の実施に当たり、必要と認められる場合には、事務の一部を都道府県その他次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。

- 1 代表者が定められていること。
- 2 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- 3 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第 5 事業の対象となる経費等

- 1 支援事業の対象となる経費は、本要綱別表 1 の支援事業の補助対象経費の範囲とし、範囲となる補助対象経費の費目、細目、内容、注意点は本要綱別表 3 のとおりとする。
- 2 補助金の限度額は、各年度につき、1 都道府県法人当たり 100 万円とする。

ただし、過年度に加工・業務用野菜生産基盤強化事業においてに採択された加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業を継続して実施している取組主体がある場合には、当該事業が採択された年度ごとに 100 万円を加算できるものとする。その際に、第 4 四半期に当該事業が採択されていた場合には、当該事業は翌年度に採択されたものとみなす。

第 6 交付申請

- 1 都道府県法人（機構を除く。以下同じ。）は、第 5 の経費について補助金の交付を受けようとする場合は、毎年度、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める交付申請書に、支援事業の実実施計画その他機構理事長が定める書類を添えて、機構理事長に提出するものとする。
- 2 機構理事長は 1 により提出された交付申請書が妥当であると認める場合は、予算の範囲内で交付決定を行い、都道府県法人に通知するものとする。
- 3 都道府県法人は、2 により交付決定を受けた後に次に掲げる重要な変更を行う場合には、あらかじめ機構理事長の承認を受けなければならない。

なお、重要な変更に係る手続は 1 及び 2 に準ずるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の 30 パーセントを超える増額又は補助金の増額
- (3) 事業費又は補助金の 30 パーセントを超える減額

第 7 実績報告等

- 1 実績報告書等の内容及び提出手続

(1) 都道府県法人は、各年度における事業を終了したときは、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める実績報告書及び補助金の精算払請求書を機構理事長

に提出するものとする。

- (2) 機構は、機構理事長が定めるところにより、都道府県法人が行う精算払請求等に基づき、適当と認めるものについて、補助金を交付するものとする。
- (3) 機構理事長は、精算払請求等に基づく補助金の交付が不相当と認めるときは、補助金の一部又は全部を交付しないことができるものとする。
- (4) 機構は、2の概算払をした場合であって、1の(2)により確定した額が当該概算払した額を下回る都道府県法人があるときは、その差額を当該都道府県法人に返還させるものとする。

2 概算払

- (1) 都道府県法人は、事業の円滑な推進上必要なときは、概算払を受けることができるものとし、概算払を受けようとするときは、機構理事長が定める日までに、第6の2により通知された額の70パーセントを超えない範囲において、機構理事長が定める概算払請求書を機構理事長に提出するものとする。
- (2) 機構は、都道府県法人から提出された概算払請求書の内容が適正であると認めるときは、概算払を行うものとする。

- 3 都道府県法人は、交付を受けた補助金について、他の経理と区分してその収入及び支出を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。また、都道府県法人は、補助金の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、補助金の帳簿とともに、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第8 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、都道府県法人は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、都道府県法人は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 2 1のただし書により、交付決定前に着手する場合にあっては、都道府県法人は、機構理事長が定めるところにより、あらかじめその理由を明記した交付決定前着手届を作成し、機構理事長に提出するものとする。
- 3 なお、都道府県法人は、交付決定前に着手した場合は、交付申請書の備考欄に着手の年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- 4 機構は、都道府県法人が1のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第9 補助金の返還等

- 1 機構理事長は、都道府県法人の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

2 機構理事長は、1に基づき都道府県法人に補助金の返還を命じたときは、補助金を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。